主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であり、弁護人小林健治の上告趣意は、 量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、原判決および第一審判決の事実認定に誤りがあるものとは認められず、本件各犯行の動機、態様、結果および社会的影響ならびに犯行後の被告人の態度、その他記録に顕れた諸般の情状に照らし、所論を斟酌しても、原判決の維持した第一審判決が被告人に対し極刑を科したのは、まことにやむを得ないものと認められるし、その他本件について刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三九六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官 高橋正八公判出席

昭和四三年四月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判	長裁判官	奥	野	健	_
	裁判官	草	鹿	浅 之	介
	裁判官	城	戸	芳	彦
	裁判官	石	田	和	外
	裁判官	色	Ш	幸太	郎